

# 金融機関向けIFRS最新情報

## IASB再公開草案「リース」公表後の動向

有限責任監査法人トーマツ

2015年10月



---

**2015年10月20日 IASB会議**

---

# 発効日(アジェンダペーパー3B)

---

## 概要

- スタッフは、公表間近のリースに関する基準書の発効日を2019年1月1日とし、企業がIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」も合わせて適用する場合にのみ早期適用可能とすることを提案した
  - 2013年公開草案(ED)のコメント提出者のフィードバック及び追加のアウトリーチでは、コメント提出者の大多数が会計基準の適用に3年間を要すると考えていた
  - スタッフは、IFRS第9号及びIFRS第15号の発効日が2018年1月1日であり、これらの会計基準と新たなリース会計基準との間に相互関係がある点を考慮した
  
- IASBのメンバー全員が、スタッフの提案に同意した。議論の中でIASBから重要な懸念は挙げられなかった

# 整理論点(アジェンダペーパー3A) (1/2)

## 概要

- 新たなリース会計基準の致命的な欠陥に係る(レビューのための)草案は、選ばれた関係者に2015年7月に回付された
  - レビューでは、公開会議の場で明確化するためにIASBに戻すべきであるとスタッフが考えたいくつかの論点が強調された
  - これらの整理論点は、IASBが新たな会計基準に関して正式に手続を進めることに対する承認に影響を与えるものではないが、IASBにより重要な草案の変更に関してコメントする機会を提供するものである
- *別個の新たなリースとして取り扱われるリースの条件変更*
- 今回の草案は、借手に延長期間の開始時点で新たなリースを認識することを要求している一方で、条件変更については、変更後の条件が合意された日に認識することとなっている。延長する選択権がすでに契約に含まれているのか、再検討プロセスにおいて事後的に含まれたのかによって、リースの条件変更の取り扱いに不整合が見られる
  - スタッフは、リースの条件変更が1つ以上の原資産を使用する権利を追加することによりリースの範囲を拡大する場合にのみ、新たなリースとして取り扱うべきであると提案した。これは、借手が原資産が利用可能となるまで、原資産の支配を有さないためである
- *変動金利リースに係る割引率の再評価*
- 今回の草案は、指標又は利率の変動により、支払リース料が改定される際、割引率を見直すことを要求していない。しかしながら、IFRS第9号(B5.4.5項)は、将来キャッシュ・フローの再見積りを行う場合、実効金利を再測定すべきであると要求している。識別された懸念の1つは、共に変動金利であるファイナンス・リースと貸出金で、異なった会計処理が行われることである
  - したがって、スタッフは、金利の変動により支払リース料が変更される場合、借手に割引率を更新するよう要求すべきであると提案した

## 整理論点(アジェンダペーパー3A) (2/2)

### 概要

- リースの終了時における原資産の返却に係る費用
    - リース会計基準の草案は、資産を特定の状態で返却する、又は、資産を撤去又は移転するという借手の義務に関連する具体的な要求事項を含んでいない。これに対し、IAS第16号、IAS第37号及びIFRIC第1号は、これらの論点を扱っている。スタッフは、以下を提案した
      - i. 発生するコストの当初の見積りは、使用权資産の当初測定値に含まれるべきであり、負債はIAS第37号に従って会計処理されるべきである(すなわち、リース負債と考えるべきでない)
      - ii. IFRIC第1号の範囲に含まれる負債は、使用权資産を調整することで認識されるべきである
  
  - 企業結合における短期リース及び少額資産のリース
    - IFRS第3号は、オペレーティング・リースの条件が市場の条件と比べて有利又は不利な場合に、取得企業がそれぞれ無形資産又は負債を認識することを要求している。しかしながら、リース会計基準の草案では、リース期間が12ヶ月以下の場合、取得企業がリースを認識することを要求していない
    - したがって、スタッフは、IFRS第3号において短期リース及び少額資産のリース(に係る要求事項)を削除することを提案した
  
  - IFRS第5号の範囲に含まれるリースに係る開示の要求事項(アジェンダペーパー3C参照)
    - IFRS第5号は、他のIFRSにおける開示の要求事項が、これら他のIFRSが具体的な要求事項を含まない限り、IFRS第5号の範囲に含まれる資産に適用されないと明記している
    - スタッフは、新たなリース会計基準が、すでにIFRS第5号によって要求されている開示を超えて、IFRS第5号の範囲に含まれるリースに関する具体的な開示を要求すべきではないと提案した。その主な理由は、IFRS第5号の範囲に含まれる資産が既に、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定されるため、追加的な開示により価値ある情報が提供されることとならないためである
- IASBのメンバー全員が、上記に要約された整理論点に関するスタッフの提案を承認した

# Deloitte. トーマツ.

## デロイトトーマツ

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**